

令和6年度あやせ市民芸術鑑賞事業 募集規定

| | |
|-----------|--|
| 1 開催期間 | 令和6年度あやせ市民芸術鑑賞事業開催期間一覧で指定した期間 午前9時～午後4時30分(初日は午後1時まで、最終日は午後3時まで開場すること) ただし、祝日は除く。 |
| 2 会場 | 市役所7階市民展示ホール |
| 3 内容 | 文化芸術作品の展覧会を開催し、市民に芸術鑑賞の機会を提供します。 |
| 4 資格 | ・市内で文化芸術活動を行っている団体 ・出品者10人以上を確保可能な団体 |
| 5 作品 | 文化芸術活動により制作された、公共の場にふさわしい展示物であれば、平面・立体は問いません。会場を満たすことのできる作品数・サイズにしてください。 |
| 6 募集期間 | 令和5年7月3日(月)～7月31日(月)午前8時30分～午後5時 (土日・祝日を除く) |
| 7 申込方法 | 必要事項を記入のうえ、次の書類を生涯学習課まで持参・メール・FAXのいずれかにより提出ください。持参以外の方法の場合、受領後、担当の方に連絡をいたします。 ・あやせ市民芸術鑑賞事業出品申込書 ・団体名簿 |
| 8 抽選会 | 同一の開催期間に複数の団体が申し込んだ場合は、応募団体による抽選で出品団体を決定します。なお、抽選会は抽選になった団体のみで行い、抽選会を開催する場合は参加する各団体に通知します。 抽選会:令和5年8月4日(金) 午前10時～ 市役所3階 303会議室 |
| 9 決定 | 申込み後、決定通知の送付をもって決定いたします。 |
| 10 随時募集 | 出品団体が決定しなかった開催期間については、各搬入日の2か月前まで、随時申込みを受け付けます。 |
| 11 作品管理 | 作品の管理は、出品団体の責任において管理し、破損等の損害については、その責を負いません。(心配な場合は各自で保険に加入してください) |
| 12 展覧会の運営 | <u>展覧会の運営に係る以下の①～⑤の内容について、出品団体が行うことをご承諾いただいた上で、参加のお申込みをお願いいたします。</u> ① 作品の搬入出及び展示・撤去 ② 会場の設営及び終了後の片付け(スポットライトの設置・片付けを含む) ③ 土・日の開催時の会場の開錠・点灯及び施錠・消灯 ④ 展覧会中の受付及び質問等への対応(常時2名以上を必要とします) ⑤ 実施報告書の提出 |
| 13 事業周知 | 市広報及びホームページにおいて、事業周知を行います。また、庁舎内看板についても生涯学習課で作成します。 <u>この他に団体独自の周知活動(チラシ・案内状・看板等)を行う場合は、必ず内容等を生涯学習課と協議し実施してください。</u> |

申込み・問合せは、綾瀬市市民環境部生涯学習課生涯学習担当
 電話：0467-70-5670 FAX：0467-70-5703
 メール：wm.705670@city.ayase.kanagawa.jp